

国営平城宮跡歴史公園事業について

1. 事業目的

特別史跡であり世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つでもある、我が国代表する歴史・文化遺産である平城宮跡の一層の保存・活用を図る。

(参考)

我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るための都市公園の整備について
(平成 22 年 10 月 28 日閣議決定)

我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るため、奈良県奈良市佐紀町、法華寺町、二条大路南及び二条町の一部にわたる面積約 120 ヘクタールの区域を国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域として、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」(昭和 45 年 12 月 18 日閣議決定)、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」(昭和 51 年 10 月 29 日閣議決定)及び「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」(平成 13 年 3 月 16 日閣議決定)に基づき整備することとしている国営飛鳥歴史公園を国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域として整備する。

2. 事業経緯

平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> 4 月 事業開始 (5 月 文化庁による「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の策定) 5～9 月 公園基本計画策定に向けた検討委員会の開催 (公園全体の長期的な整備・管理の基本内容の検討) (4 回) パブリックコメント(一般からの意見聴取)の実施 10 月 ロ号国営公園としての閣議決定 12 月 公園基本計画決定・公表
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> 1～3 月 第一次大極殿院広場の段階整備に向けた検討委員会の開催 (デザイン、構造及び施工の方法・管理基準の検討) (延べ 4 回) 3 月 都市計画決定(約 132ha; 国営公園区域+周辺整備区域) 5 月 現状変更同意(当初) 7 月 国営公園を設置すべき区域の決定(約 122ha) 都市計画事業承認(当初) 10 月～3 月 第一次大極殿院広場の暫定整備
(平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> 4 月 平城遷都 1300 年祭の主会場として開場(11 月まで)

3. 事業概要

別添の「国営平城宮跡歴史公園 事業概要」（3～8頁）のとおり。

4. 第一次大極殿院広場の整備について

文化庁が整備した第一次大極殿正殿（本年4月から一般公開）の前庭となり、平城遷都1300年祭（平城宮跡会場）の行催事の会場として活用できるよう暫定整備（最終形の復原整備でない）を実施。

【整備内容】

範囲：県道南側、かつ、築地回廊内側（基壇部分を含む、正殿周辺を除く）
約5ヘクタール

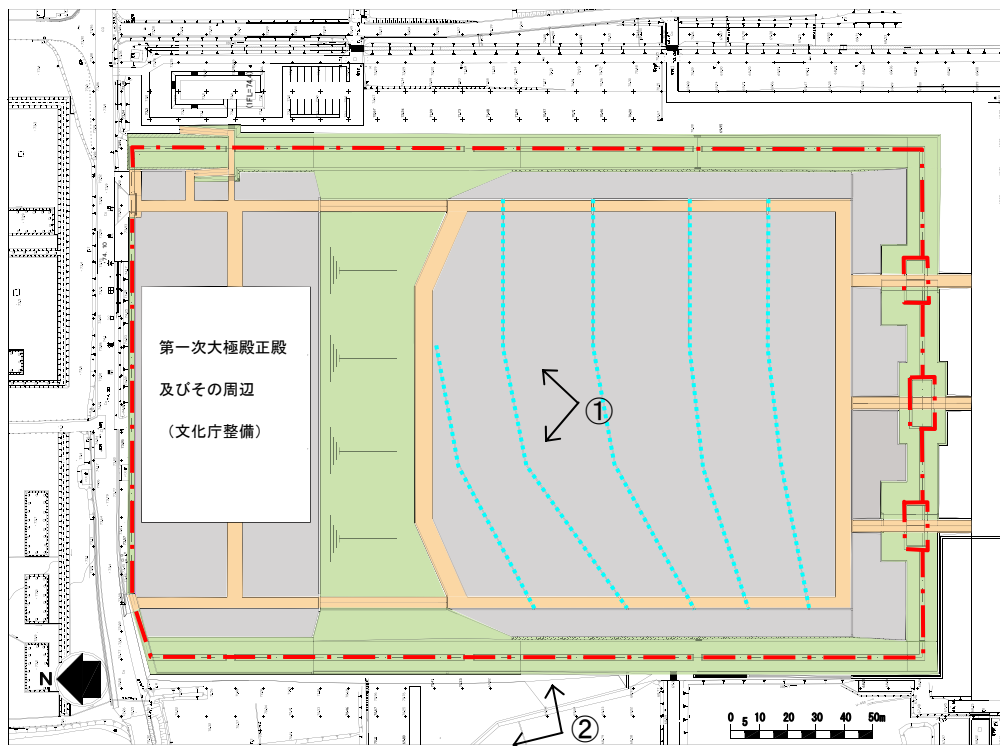
内容：

<遺跡の確実な保存への配慮>

- ・施工時に遺構面を傷つけないよう保護盛土を実施（原則50cm以上）
- ・軟弱地盤の分布範囲では盛土材料を軽量化（EPSの使用）
- ・地盤の強さを踏まえた施工機械を選定（振動ローラの不使用など）
- ・遺構保護と高精度・高効率の施工を両立させる方法として「情報化施工」を導入（情報通信技術を活用し、施工機械の自動制御やナビゲーション等を実施）

<場にふさわしい景観づくりへの配慮>

- ・透水性のある玉砂利を用いた舗装を実施（セン積擁壁を含めた復原施設は未整備）
- ・回廊基壇部分は盛土を行い、芝で養生（横断部は階段やスロープを設置）
- ・広場内の排水施設は保護盛土の中で暗渠化



凡 例	
	張芝
	園路舗装(自然色脱色As舗装)
	広場舗装(玉砂利自然石舗装)
	暗渠排水施設
	修景柵(奈良県整備)

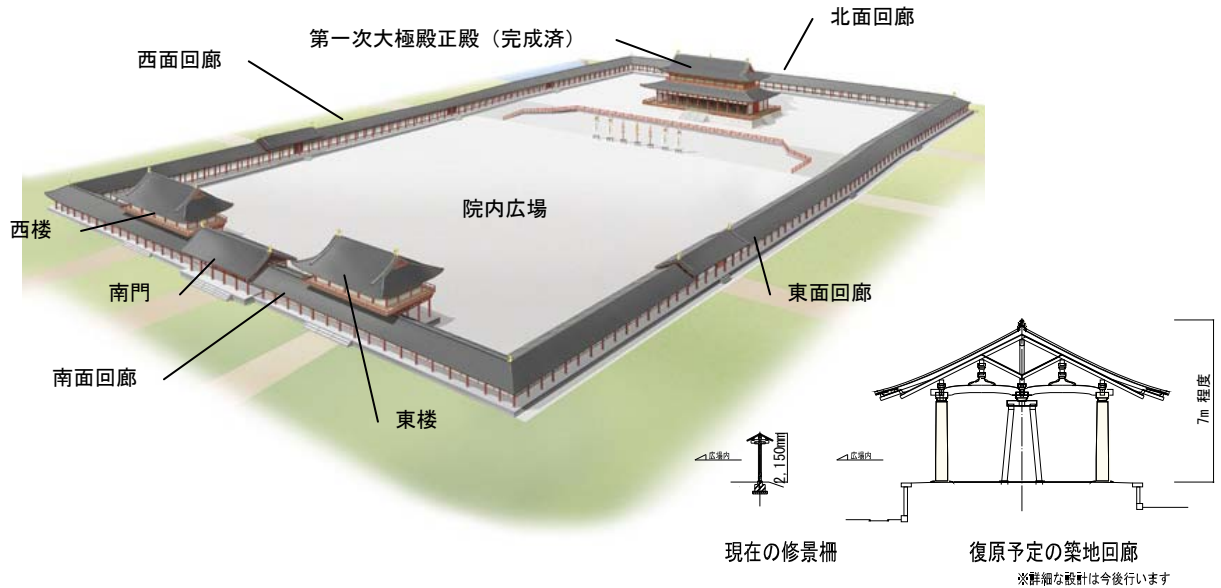
5. 当面の整備内容について

国営公園化によって期待されている、利用サービスの向上を図りつつ、広がりのある空間で往時の宮（都）の歴史・文化をわかりやすく体感・体験できる整備として

- ・宮の中心を成す第一次大極殿院の建造物復原
 - ・宮跡のガイダンスや公園の利用案内を行う拠点ゾーンの施設整備
- を優先に実施していく。

隣接する奈良県区域の交通ターミナル等の施設整備と進捗を合わせ実施していく。

(第一次大極殿院の施設イメージ)



(拠点ゾーンの施設イメージ)



※図柄はイメージであり、今後変更がありえる。

参考) 国営公園について

1. 国営公園とは

「国営公園」とは国が維持管理する都市公園として国土交通大臣が設置するものであり、都市公園法上、イ号とロ号に分かれる（都市公園法第2条第1項第2号）。

(イ号) 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置されるもの

(ロ号) 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために、閣議の決定を経て設置されるもの

国営平城宮跡歴史公園はロ号国営公園に該当する。

2. 国営公園の果たす役割

- 豊かさへの取り組み
- 環境の保全と創出
- 歴史・文化の保存と継承
- 地域づくりへの貢献
- 先導的な技術開発
- 効率的な事業展開

(全国の国営公園の位置図)

